

改正後	改正前
<p>（個人情報取扱事業者から除外される者）</p> <p>第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつて識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。</p> <p>一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの</p> <p>イ 氏名</p> <p>ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）</p> <p>ハ 電話番号</p> <p>ニ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの</p>	<p>（個人情報取扱事業者から除外される者）</p> <p>第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、個人氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であつて、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつて識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。</p>